

私立学校等の設置等の認可に係る事前審査に関する基準

平成25年 8月30日 制定

(長崎県告示第896号)

平成25年12月17日 一部改正

(長崎県告示第1099号)

(趣旨)

第1条 この基準は、長崎県知事の所轄する私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「私立学校等」という。）の設置等の認可に係る事前審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前審査)

第2条 私立学校等を設置しようとする者、校舎等の増改築若しくは改修を伴い私立学校等に課程を設置しようとする者又は校舎等の増改築若しくは改修を伴い私立学校に学科を設置し、若しくは収容定員を増員しようとする者（以下「事業計画者」という。）は、当該認可の申請に先立って、次に掲げる期日までに設置等に係る事業計画書を知事に提出しなければならない。

(1) 私立学校の設置等をしようとする場合

設置等をしようとする月が属する年度の前々年度の10月末日まで

(2) 私立専修学校及び私立各種学校の設置又は校舎等の増改築若しくは改修を伴い課程の設置をしようとする場合

学校の設置又は課程の設置をしようとする月から遡って2回前の長崎県私立学校審議会の会議が開催される月の4か月前に相当する月の末日まで

2 知事は、前項の事業計画書の提出があった場合には、長崎県私立学校審議会に諮問し答申を受けた上で、事業計画者に対し当該事業計画の適否を通知するものとする。

(事業着手)

第3条 前条第2項の規定により事業計画が適当であると認められた事業計画者は、校舎の建設着工及び事業計画中表示した上での広報活動等、設置等に向けた事業に着手することができる。ただし、生徒の募集をしようとするときは、設置等の認可を受けなければならない。

(認可申請)

第4条 第2条第2項の規定により事業計画が適当であると認められた事業計画者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 私立学校等を設置しようとする場合 次に掲げる書類

ア 学校法人寄附行為認可申請書又は学校法人寄附行為一部変更認可申請書
(学校法人に限る。)

イ 学校設置認可申請書

- (2) 校舎等の増改築又は改修を伴い私立学校等に課程を設置しようとする場合
課程設置認可申請書
 - (3) 校舎等の増改築又は改修を伴い私立学校に学科を設置しようとする場合
学科設置認可申請書
 - (4) 校舎等の増改築又は改修を伴い私立学校の収容定員を増員しようとする場合
収容定員に係る学則変更認可申請書
- 2 前項に定める書類の提出期限は、次のとおりとする。
- (1) 私立学校の設置等をする場合
設置等をしようとする月が属する年度の前年度の5月末日まで
 - (2) 私立専修学校及び私立各種学校の設置又は課程の設置をしようとする場合
学校の設置又は課程の設置をしようとする月から遡って直前の長崎県私立学校審議会の会議が開催される月の4か月前に相当する月の末日まで
- 3 知事は、前項の申請書の提出があった場合には、長崎県私立学校審議会に諮問し答申を受けた上で、認可の可否を決定し、申請者に対しその結果を通知するものとする。

附 則

この基準は、平成25年8月30日から施行し、平成25年度の認可に係る審査から適用する。